

新型コロナウイルス感染症対応への提言

令和 2年4月24日
自由民主党福岡市議団

自由民主党福岡市議団は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言を受けて、4月10日に高島市長に提言書を提出し、本市が独自の対応を取ることを強く求めた。高島市長は14日の記者会見で、休業要請や時短要請の対象となる飲食店等への家賃支援、医療や介護施設に対する特別給付金等を柱とする本市独自の緊急対策を公表したが、これは緊急事態宣言により影響を受ける事業者を支援すること、積極的な財源の確保に努めること等を求めた我々の提言内容と要所において合致するものであり、勇気ある決断に対して心より敬意を表するものである。

他方、公表の事前の段階においては、我々議会はもちろん、少なくとも福岡県や北九州市、福岡都市圏の市町の首長等とは綿密なすり合わせを行うべきであったが、十分な情報提供がなされなかったことについては、今後の検証材料とされるよう指摘をしておく。今後の施策展開については我々をはじめ、市民の代表である議会と十分な事前の協議を行った上で、新型コロナウイルス禍の影響を受ける市民や事業者に対して少しでも幅広い支援を実施できるよう、最善の努力をお願いするものである。

なお、本提言は「本市独自の緊急対策を補完するために実施すべき施策」、「その他、緊急に実施すべき施策」及び「中長期的な視点で検討すべき施策」の3つの視点でまとめることとするが、必要と考える施策については今後も適宜、提言を行っていきたい。

一、市独自の対策を補完するために実施すべき施策

(1) 家賃支援に関連する施策

1.本市が開設する各市場では、飲食店における営業自粛等の影響もあり、取扱い数量や価格が大幅に下落して市場関係者が苦境に陥っている。中でも学校給食を専門にしてきた事業者は、前例のない給食の長期休止によって大幅な売り上げの減少に見舞われて経営が悪化しており、学校の休業明けの給食再開が不安視されかねない事態となっている。本市の台所を支えるこうした市場関係者の多くは市場関連施設に入居しているが、これらの事業者が直面する苦境と、公共性の高い役割等を勘案して、家賃に相当する使用料の減免等の支援を行うよう強く求めるものである。

2.前項と同様に、博多港国際ターミナルなど市が開設・所有する施設内の事業者等や、サンパレスやマリゾン等、福岡市所有の土地に立地している施設のテナント等については、雇用や事業の継続を支援する観点から、使用料や賃料等の減免を行うよう要望するものである。

3.本市独自の家賃支援では、隣接同業種でも店舗の床面積によって支援の有無に差が生じ得るなど、事業者間に不満が広まる恐れがある。給付の受付開始後はこうした声を真摯かつ丁寧に拾い上げて我が会派並びに議会へと報告するとともに、必要があれば支援から漏れた事業者への一律の給付の実施等を検討されたい。

4.休業や時短の要請を受けた事業者が、土地建物共に自己所有の物件において営業している場合は本市独自の家賃支援の対象とならないが、要請への協力を促す意味においても、早急に固定資産税の減免等のインセンティブ制度を構築し提示されたい。

(2) 飲食店に対する支援

1.本市が独自に取り組んでいるデリバリー支援については、現金以外の決済手段がない飲食店やデリバリーにかかる人員・機材を確保できない飲食店が支援対象とならない点で欠陥があると言わざるを得ない。これら、支援対象とならなかった事業者を緊急に支援する必要があること、さらには、外出自粛への協力を引続き市民に呼びかける必要があることから、以下の各号からなる施策を速やかに展開されたい。

・現金決済をはじめ全ての決済方法によるテイクアウト利用を対象として、令和2年7月末などの期限付きで10パーセントのプレミアム支援を行う

・支援対象はテイクアウトに取り組む市内所在の飲食店とし（資本規模等は不問）、各

店舗ごとのプレミアム支援の上限金額を 10 万円とするなど、事前の登録制とする

- ・プレミアムの付与方法は、支払い金額の 10 パーセントを超えない範囲で自由に設定できるものとする。ただし、1 回あたりに付与できるプレミアムの上限は 1 千円とする
- ・事前の登録申請は各商工会や商店街等において会員飲食店を取りまとめて行うことを可能とし、これら商工会や商店街に対しては別途、チラシの制作や配布等の広報にかかる経費を支援する

二、その他、緊急に実施すべき施策

1.医療現場におけるクラスターの発生防止は、医療崩壊を招かないためにも最優先で取り組むべき課題であり、医療用マスクや防護服、消毒液等の十分な確保と配布には引き続き最善の努力を傾注されたい。その上で、以下特に衛生上の配慮が必要と思われる施設や事業所、並びに個人に対しては、マスクや消毒液等が行き渡るよう格段の配慮を要望するものである。

- ・保育関係施設（学童を含む）、教育施設
- ・福祉関係施設、介護施設
- ・訪問系の医療、看護、介護事業者
- ・タクシー等公共交通機関
- ・理髪店、美容店
- ・妊婦並びに産後一定期間内の女性（マスクの配布）

2.前項の各号に掲げる施設や事業所では、感染拡大防止の観点から平時にない経費をかけて、消毒等の衛生管理に努めている。本市独自の支援策において、宿泊事業者の館内消毒の取組みに 50 万円を上限とした金銭的な支援が実施されることに照らし、前項各号の施設や事業所に対しても、感染拡大防止にかかる経費の一定額を補助する制度を早急に創設されたい。

3.各商工会や地域商店街も消費の落ち込みに直面し、疲弊している。会費収入等が減少し組織の維持に支障をきたす事態が今後見込まれるところであり、地域商店街等を支援するために一律 10 万円の給付を早急を実施されたい。

4.本市では生活困窮に陥った市民への支援として、現在までに社協が窓口となる生活福祉資金の貸付制度、生活自立支援センターが窓口となる住居確保給付金制度の申請受付を行っているが、窓口の異なるこれらの制度が本市のホームページ上で一か所に取りまとめられておらず、市民にやさしい情報発信とは言い難い状況となっている。今後も新たに、国や県の支援策等が追加されていく中で、市民にとっては相談すべき窓口がさらに増えて情報が複雑化することが想定される。必要な支援に市民を的確に誘導する体制の構築は急務であることから、以下各号の対策を実施されたい。

- ・本市が窓口を設けている支援策はもちろん、国や県、商工会議所や金融機関等が窓口になる支援策の情報について、市民がワンストップで制度概要や申請書類の記入方法など手続きに関する問い合わせができ、また申請窓口への誘導を受けられる「よろず相談窓口」を開設し、常に最新の更新情報を把握するとともに、市民の相談に対して的確なアドバイスを行うこと

- ・よろず相談窓口でまとめた情報は本市のホームページで公開し、市民にワンストップで役所横断の最新の支援メニューを確認できるリソースを提供するとともに、ネットを使わない市民のために市政日よりでも随時最新の情報を発信すること

5.国が今後実施する見込みの1人あたり10万円の支給をはじめ、生活に対する支援については可及的速やかに市民の手元に届けられるべきである。また、最重要の課題である感染拡大の防止と事態の早期収束のために、PCR検査の実施体制の見直しや抗体検査に関する情報の収集をはじめ、市民の命と健康を守るためのあらゆる取り組みに、引き続き総力を挙げなければならない。これらの観点から以下に掲げる各号につき、速やかに検討・実施されることを強く求めるものである。

- ・現在、休館している各区の市民センター等の公共施設を活用し、3密の状況を回避しながら遅滞なく国の給付金の申請を受け付ける臨時窓口を開設すること

- ・発熱など感染疑いのある症状を訴える市民に適切な助言をするため、問い合わせ先となっている保健所に十分な人員を配置すること。また、医学的な見地に基づいた的確な相談対応を行えるよう、医師会等の協力を得て必要な医師を配置すること

- ・前各号を実行するために必要な本市職員の人員を確保するため、不急業務や在宅勤務者等が多い部局から多忙部署への人事異動を発令すること。そのために必要な機構整備について速やかに改正案を作成し議会の同意を得ること。なお、前項に掲げた「よろず相談窓口」や、社協等本市の委託先窓口についても、人事異動や出向等の措置を講じて必要な人員を確保されたい

- ・PCR検査体制については、これまで医療崩壊を防ぐ観点から抑制的に実施されてきたが、無症状や軽症の感染者の隔離・治療に用いられるホテルが確保されるなど、当初はなかった環境も整いつつある。これら最新の状況も踏まえ、本市のPCR検査に対する今後のスタンスを明確に示すとともに、必要があれば検査機器の追加導入や人員の配置などの対応を早急に取りられたい。また、抗体検査についても有効性の検証や実施の可否の検討を進め、導入した場合には速やかに展開できるよう努められたい

- ・通常は各区保健所で行われている乳幼児の集団健診が現在は実施できない状況にあり、希望者が市内の診療所等において有償で個別の対応を強いられている。中でも4か月児健診は子どもの様々な身体的な異常等を早期に発見して適切な治療等へとつなぐ上で欠かせない役割を果たしており、この時期を逸することが本市の子どもの将来にとって大きな損失にもつながりかねない。北九州市では当該健診について行政の負担により無償での実施が維持されており、本市もこれに倣って対応するとともに、対象となる世帯に積極的に広報されたい

6.国による各世帯2枚の布マスクの配布が始まっている。先行して実施された妊婦等への配布分も併せて、手元に届いたものを医療機関等やマスクを必要とする個人に贈りたいという声が既に聞かれ始めている。一方、国による現金給付が1人あたり10万円となる見通しとなったことを受けて、手元に届く現金を寄付したいと考える市民も相当数に上るものとする。こうした市民の善意を本市の責任において集約し、適切に再分配する役割を果たすため、以下各号に掲げる施策について早急に検討し、実行に移すよう求めるものである。

- ・各世帯に配布される2枚の布マスクの寄贈を受け付けること。また寄贈されたマスクについて、必要とする医療機関等や個人に配布すること
- ・ふるさと納税の中に新型コロナウイルス問題への対策の項目を設けたり、クラウドファンディングの手法を活用するなどして、市民の善意の受け皿となる基金を創設すること。またこれらの基金を活用して、市内の事業者への休業補償や、医療現場等への支援の充実など、寄贈者の意向を幅広く反映した施策を展開すること
- ・外出自粛の要請等の影響を受ける事業者を支援するために、民間においてもクラウドファンディングを活用した様々な支援の輪が広がっており、本市としてもこうした民間の助け合いの機運の醸成について、情報発信への協力をはじめ支援策を講じること

7.前例のない長期間の学校等の休業により、本市の子どもたちの学習の機会が十分に保障されない状況が続いている。オンラインの手法等を活用して授業を進められるほどに各家庭の環境が整っていない中、市立の小中高の児童生徒に対しては、日々の学習の時間を十分に確保できるよう、適宜にプリント等を配布するなどの対応に努められたい。また、自宅における学習は質・量において差異が生じるため、児童生徒それぞれの家庭環境に応じてきめ細やかな学習支援、生活指導がなされるよう努められたい。

8.農林水産業の生産者については、飲食店の営業自粛や経済活動の低迷等の影響から事業環境が急激に悪化している状況にある。市民生活の根幹を支える農林水産業を保護する観点から、生産者についての早急な実態の把握と必要な支援の実施を特に要望するものである。また同様に、本市の保健福祉行政と緊密な連携を保ってきた三師会や、看護・介護団体、保育や教育、障がい者支援等の団体からも、新型コロナウイルス感染症の影響や必要な支援等について意見聴取を行い、必要な施策を実施されたい。

9.本市からの集会等の自粛要請や公民館の休館の措置を受けて、自治協議会や町内会等を中心とする住民自治活動にも大幅な支障が生じている。新年度の総会も書面による表決での対応となる中で、今後の地域行事等の開催をはじめ、様々な活動の実施の是非等について、各地で混乱が生じることが予想される。今後の地域行事等、住民自治組織が主催する行事の取り扱いについては、本市として明確な指針を作成し、各校区の自治協議会に示すよう求めるものである。

10.財務省は4月21日付で、令和2年2月1日から令和3年3月末までに納期限が到来する所得税、法人税、消費税等ほぼ全ての国税について、延滞税や担保の供出等を求めない納税の猶予を公表した。こうした国の方向性に倣い、本市としても地方税の納付が困難な事業者や個人に対して柔軟な対応を取られたい。また、本市の入札参加資格要件のうち、直近の税滞納の項目については要件を緩和し、前年度までに滞納がないこととするなど、時限的な措置を講じるよう要望するものである。

11.本市独自の支援策はもちろん、国や県等が行う各種の給付の財源は市民が納める税金であり、いかなる事業者または個人の不正も容認されるものではない。各窓口や所管部署においては不正な申請や受給を防ぐための十分な措置を講じ、支援に取り込まれるように要望するものである。

三、中長期的な視点で検討すべき施策

(1) 感染症医療における専門的対応力の強化

本市ではこども病院がアイランドシティへと移転することに合わせて、平成26年までに同院の第2種感染症指定病院の機能を返納したが、この結果、現在市内の指定病床は市民病院の4床のみとなっている。今回の新型コロナウイルス感染症問題を契機に、改めて感染症医療に対する本市の専門的対応力について、市民の命を守る観点から議論が惹起されることを期待するものである。特に市民病院における感染症対応の指針については改めて専門家の意見も交えて検証され、必要があれば国や県とも協議して必要な物的、人的体制を本市が確保されるよう求めるものである。

(2) 文化芸術活動に対する支援

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、市内のあらゆる文化芸術関係の施設が閉鎖状態にある中で、伝統文化・伝統芸術を継承する方々をはじめ、多くのアーティストたちの収入の機会が喪失されていることは誠に憂慮に堪えない。特に次世代へと継承すべき伝統文化や芸術については、この問題を機会に途絶えてしまうことがないよう、必要な支援を行われるよう要望するものである。

(3) 新卒者などの若者の就職支援

新型コロナウイルス感染症の影響による企業の業績悪化を受けて、この春に大学を卒業した新卒者の採用内定取り消しが相次いだ。これから当面の間は、かつての就職氷河期並みかそれ以上の雇い控えが続くことも想定され、来春の新卒予定者などの若者に対する就職支援については国や県とも連携して雇用促進につながる助成制度の創設を検討するなど、十分な対策を取られたい。

以上、大きく三点に分けて、我が会派の提言事項を記載したが、財政局においては4月14日の市長会見並びに民放各社へのテレビ出演等で高島市長が公表した各種給付の金額等の内容が確実に履行されるように予算措置をすることはもちろん、今回の提言事項を実行に移すために、財源の捻出に向けた最大限の努力をお願いしたい。

新型コロナウイルス感染症の収束はいまだ見通せず、緊急事態宣言が求める外出自粛要請や休業要請等が5月6日を越えて継続することも考えられる。かかる場合、本市の独自支援策の中でも特に家賃支援に関しては、対象を拡大した上で更に1か月分を支給することもためらうべきではない。過去に類を見ない市民生活の危機に対処するにあたり、国から示される臨時交付金等の財源を最大限に活用することは言うまでもなく、本市の財政調整基金の大幅な取り崩しも辞さない不退転の覚悟で臨まれることを強く求めるものである。